

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい(買いたい)方、農地を借りたい(貸したい)方、農業をやりたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、令和5年4月より多様な人材確保・育成を後押しする施策として農地取得に係る許可要件だった農地法の「下限面積要件」が撤廃されました。これにより下記の許可基準を満たせば家庭菜園程度の小さな農地を新規で取得することや空き家などとまとめて売買しようとしている農地の取得も可能となります。

〔 なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。 〕

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

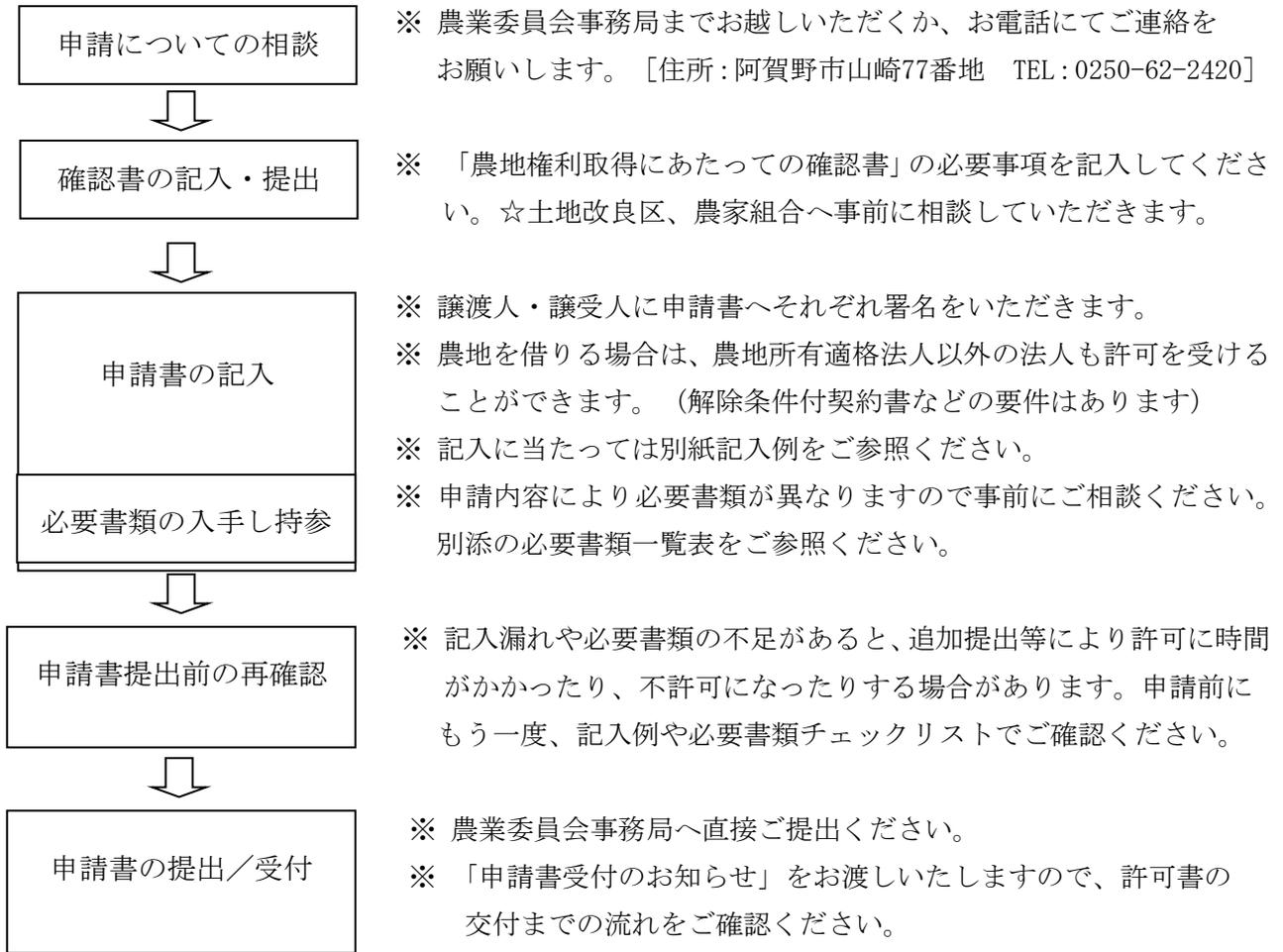
※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書などの要件があります）。

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- ・ 農地法の下限面積要件廃止に伴い、阿賀野市管内で初めて農地を取得される方は、令和5年4月1日より「農地権利取得にあたっての確認書」により農地取得の要件を確認します。
- ・ 阿賀野市農業委員会では、毎月10日（10日が休業日の場合は、翌業務日）の申請書締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を25日と定め、迅速な許可事務に努めております。
なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

* 申請の流れ *



* 許可の流れ * (毎月の10日の申請書締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間は25日です。)

